

## 重点事項と実施事項

### 1. 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 「坂町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動の更なる推進を図る

① 令和9年度から13年度を計画期間とする、「坂町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動の更なる推進を図る。

(2) 介護保険制度指定事業所としての事業の充実

① 介護技術の向上や対人援助技術の向上を図るとともに、自己評価などを基に利用者の信用と信頼の確保に努める。

② 独立採算を旨とし、経営の合理化・事業所のPRに努める。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業事業所としての事業の充実

① 「総合事業」の「訪問型サービス事業者」として対象者に対し、訪問介護サービスを提供する。

(4) 障害者総合支援法における「障害福祉サービス事業」としての事業の充実

① 居宅介護：障害を持った利用者の特性を把握し、その人に適した介護や生活支援に努める。

② 特定相談支援：障害を持った利用者の特性を踏まえ、ニーズを的確に把握しサービス利用計画の策定に努める。

③ 障害児相談支援：障害を持った児童の特性を踏まえ、ニーズを的確に把握し支援利用計画の策定に努める。

(5) 坂町子育てヘルパー派遣事業を受託し、子育て支援の充実を図る

① 家族等からの産後の家事・育児等の十分な援助が受けられない母子で、支援を必要とするものを対象に子育てヘルパーを派遣し、児童虐待の未然防止と子どもを産み育てやすい体制の整備を図る。

(6) 相談事業の利用促進を図る

- ① 常時相談（相談員の自宅）と定例相談（5、7、9、11、1、3月の原則第3月曜日）の周知
- ② 弁護士による無料法律相談所（4、6、8、10、12、2月の第3月曜日）の周知

(7) ファミリーサポートセンターの運営を受託し、子育て支援の充実を図る

- ① 育児に関する相互援助活動を行う組織であるファミリーサポートセンターを運営し、子育て支援の充実を図る。

(8) 福祉情報の提供

- ① 広報「社協だより」の発行をとおして社協活動や各種サービスの周知を図る。
- ② ボランティアだより「とき通信」の発行をとおしてボランティア情報の提供と人材の発掘に努める。
- ③ ホームページにおいて、社協活動や各種サービスの周知を図るとともに、情報の充実に努める。

(9) 介護保険対象外の支援

- ① ふれあいサロンの周知・利用に努める。
- ② 車いすの無料貸し出しを行う。

(10) 権利擁護事業の充実を図る

- ① 財産管理等の困難な方に対し援助を行う。（福祉サービス利用援助事業：通称 かけはし）
- ② 法人後見事業を実施し、成年後見制度の利用促進を図る。

(11) 個別避難計画作成事業を受託し、災害時支援の充実を図る。

- ① 災害時に避難行動要支援者（要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な方）が避難を行うための計画作成し、災害時支援の充実を図る。

## 2. 生き甲斐をもって暮らせるまちづくりの推進

- (1) 老人クラブ連合会の各種行事(球技大会・奉仕活動等)を支援する。
- (2) ふれあいサロン(高齢者の生き甲斐と健康づくり推進事業)の設置促進と事業の充実を図る。
  - ① 各住民福祉協議会単位での設置を促進し、サロン事業の充実を図る。
  - ② ふれあいサロン世話人会をとおして、サロン間の情報交換に資する。
- (3) 異世代間のふれあいの場の支援
  - ① 保育園・こども園児と地域高齢者との交流の場や、高齢者と地域住民との集いを支援する。
- (4) その他
  - ① 町の敬老記念行事に参加し、記念品を贈るなど、敬老意識の高揚に努める。

## 3. 地域福祉活動の活性化

- (1) 福祉意識の普及啓発
  - ① 多様なボランティアニーズに対応可能な人材育成をめざし、各種教室・講座・講習会等を開催する。
  - ② 社協の福祉委員と協働して、福祉ニーズ発見システムの構築を目指す。
  - ③ 坂町が開設する「保健・福祉の総合相談窓口」へ地域支援コーディネーターを派遣し、行政と一体となり地域福祉活動の活性化を目指す。

## (2) ボランティアセンターの活性化

- ① 各住民福祉協議会の住民活動(コミュニティーワーク)を支援する
- ② ボランティアセンター運営委員会をとおして、ボランティアグループの組織化と活動のコーディネートに取り組む。
- ③ 「さかまち応援隊」活動の活性化を図る。
- ④ 広島県共同募金会の助成を受け、住民参画型福祉サービス「ようようネットさか」事業を行う。
- ⑤ 小・中学校での福祉教育の推進を図るため、福祉協力校の継続指定を行う。
- ⑥ 夏休み福祉体験教室を開催する。
- ⑦ ボランティアだより「とき通信」の発行をとおしてボランティア情報の提供と人材の発掘に努める。
- ⑧ ボランティア視察研修を開催し、ボランティアの資質向上を図る。
- ⑨ 広島県共同募金会の助成を受け、「広島県被災者生活サポートボランティア推進事業」を行う。
- ⑩ 坂町より受託し、「手話奉仕員養成研修」を実施する。

## (3) 福祉団体等への協力援助

- ① 老人クラブ連合会・身体障害者福祉協会・母子寡婦福祉会・心身障害児者・親の会(ゆずりはの会)・ボランティアグループでのひら・子育て応援チーム『ハグくみ』・特定非営利活動法人ワイワイハウス・坂町原爆被害者友の会・特定非営利活動法人SKY協働センター・小屋浦防災士会・各地区住民福祉協議会

## 4. 生活基盤の確立

### (1) 更生援護

- ① 低所得者世帯へ緊急生活資金及び療養資金の貸付を行う。
- ② 高額療養費の支払困窮者へ的高額療養資金の貸付を行う。
- ③ 県社協の貸付制度(生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金)の申請事務を行う。

- ④ 生活福祉資金（コロナ特例貸付）の借受人等への支援のため、相談員を配置する。（コロナ特例貸付フォローアップ事業）

## 5. 社協基盤の強化

### （1） 財政基盤の強化

- ① 社協一般会費の全世帯加入と、社協理解者の賛助・特別会員の加入促進に努める。
- ② 収益事業（公共施設の管理運営・特産品の販売）を継続実施し、自主財源の確保に取り組む。
- ③ 介護保険事業経営の独立採算に努める。
- ④ 広島県共同募金会の赤い羽根共同募金運動、日本赤十字社の会員加入運動への協力を行う。

### （2） 組織体制の強化

- ① 社協役職員の各種研修会参加により、社協活動の充実を図る。
- ② 事務局職員の資質向上のため、各種研修会に参加する。
- ③ 委員会委員の資質向上のため、各種研修会に参加する。

### （3） その他

- ① 生活改善活動の一環としての会葬礼状等の印刷を行う。
- ② 香典返しの寄付世帯へ初盆の供物を行う。